

承認案第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成23年5月17日提出

天理市長 南 佳 策

専決第1号

専 決 処 分 書

平成23年3月31日をもって天理市老人保健特別会計を廃止するに当たり、決算収支見込みにおける黒字額を一般会計に繰り出すため、平成22年度天理市一般会計予算及び天理市老人保健特別会計予算の補正を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成23年3月31日

天理市長 南 佳 策

平成22年度天理市一般会計補正予算（第6号）

平成22年度天理市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。

平成23年3月31日専決

天理市長 南 佳 策

第 1 表 歳入予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		千円 511,330	千円 0	千円 511,330
	1 基金繰入金	451,994	△11,482	440,512
	2 特別会計繰入金	59,336	11,482	70,818
歳 入 合 計		24,749,978	0	24,749,978

平成22年度天理市老人保健特別会計補正予算（第2号）

平成22年度天理市の老人保健特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,482千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,984千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成23年3月31日専決

天理市長 南 佳 策

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸収入		千円 4	千円 11,482	千円 11,486
	2 雑入	3	11,482	11,485
歳 入 合 計		4,502	11,482	15,984

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸支出金		千円 1,160	千円 11,482	千円 12,642
	2 繰出金	1,118	11,482	12,600
歳 出	合 計	4,502	11,482	15,984

専決第2号

専 決 処 分 書

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成23年政令第55号）の公布に伴い、天理市国民健康保険条例（昭和34年3月天理市条例第8号）の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成23年3月31日

天理市長 南 佳 策

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例

天理市国民健康保険条例（昭和34年3月天理市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「38万円」を「42万円」に改める。

附則第4条を削り、附則第5条を附則第4条とし、附則第6条を附則第5条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第6条第1項の規定は、平成23年4月1日以後の出産により支給すべき一時金について適用し、同日前の出産により支給すべき一時金の額については、なお従前の例による。

天理市国民健康保険条例新旧対照表（承認案第1号・専決第2号）

改正後	改正前
<p>（出産育児一時金）</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>42万円</u>を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>附 則</p> <p>《 第1条から第3条まで 略 》</p>	<p>（出産育児一時金）</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>38万円</u>を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>附 則</p> <p>《 第1条から第3条まで 略 》</p> <p><u>（平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置）</u></p> <p><u>第4条 被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第6条第1項の規定の適用については、同項中「38万円」とあるのは、「42万円」とする。</u></p>
<p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第4条 当分の間、第22条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条</p>	<p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第5条 当分の間、第22条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条</p>

第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(平成22年度以降の保険料の減免の特例)

第5条 当分の間、平成22年度以降の第24条第1項第2号による保険料の減免については、同号中「該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)」とあるのは、「該当する者」とする。

第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(平成22年度以降の保険料の減免の特例)

第6条 当分の間、平成22年度以降の第24条第1項第2号による保険料の減免については、同号中「該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)」とあるのは、「該当する者」とする。